

小田原市指定給水装置工事事業者様

道路内給水管取出し工事については、「給水装置工事設計・施工指針」をご理解のうえ施工していただいているところです。

しかしながら、適切に履行されていない点もあることから、改めて工事に際しての注意点についてまとめましたので、再度ご理解のうえ施工して下さるようお願いいたします。

小田原市水道局給水課

道路内給水管取出し工事の注意点について

1. 手続きについて

(1)他の道路占有者との協議

道路を掘削する場合は、他の既設埋設物占有者と事前に協議し、その協議に基づき事故のないよう施工すること。

(2)道路占用及び使用許可

道路を掘削する場合は、あらかじめ、道路管理者（国土交通省、神奈川県、小田原市など）の占用許可及び小田原警察署の道路使用許可を得て、その許可条件及び指示事項を守って施工すること。

(3)消防署及び環境事業センターへの工事届出

道路を掘削する場合は、あらかじめ、小田原消防本部と環境事業センターに工事届出を行い、緊急車両等の迂回に配慮すること。

(4)水道局への手続き及び住民周知

- ・工事施工の7日前までに付近住民に周知徹底を図り、自治会長に連絡すること。
- ・施工日前日の正午までに「給水管取出し予定表」（給水課カウンターに備えている）に予定日を記入すること。
- ・施工当日は、午前8時20分までに「工事施工報告書」をファックスすること。
- ・断水及び夜間作業となる場合には、7日前までに給水課職員と日程等に調整を図ること。
- ・断水が生じる工事については、「断水のお知らせ」を作成し、断水区域住民に配布するとともに、給水課に9部提出すること。

2. 「給水管の撤去と分水止め工事」について

(1) 廃止する給水管の撤去

道路内の給水管を廃止する場合には、すべての給水管を撤去すること。

(2) 穿孔箇所の離隔の確保

給水管取出し工事と同時に、同じ掘削内で分水止めを行う場合には、掘削幅を90センチメートル以上とすること。また、サドル分水栓の離隔を30センチメートル以上離すこと。

(3) 記録(写真等)の提出

道路内給水管の撤去を行った場合には、次の状況を撮影した写真を水道局に提出すること。

既設分水栓から既設給水管の全体の状況がわかる写真（着手前）

既設分水栓を閉止（キャップ止めなど）した状況

既設給水管を撤去している状況

撤去した給水管の材料の状況

4. 「路面復旧工事」について

(1) 区画線・道路標示の復旧

工事完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示を溶融式により施工すること。本復旧において、ペイント等（熱溶着式路面表示シート等を含む）での施工は認められていない。

(2) 十分な転圧の実施

舗装施工時の転圧は、タイヤローラー、振動ローラーで十分転圧すること。小規模な復旧においても、振動ローラーで十分転圧すること。（振動コンパクターだけで転圧されている事例が見受けられ、転圧が不十分となっている。）